低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の計算方法(適合証あり)

307					手数料の計算力法(週급証のり)
番号	_=	<u>項</u> 建ての住宅	8	単価 4.800	
	<u>一户</u> 共	性しい注む	1戸		<u> </u>
	同		2~5戸以下	4,800 9,700	
2	住宅		6~10戸以下	16,600	認定対象住戸の数に応じた単価÷認定戸数
			11~25戸以下	27,700	=1戸の認定申請手数料(100円未満切捨て)
	等	認定対象住	26~50戸以下	46,400	
	の	戸の数	51~100戸以下	83,200	1棟あたりの手数料を徴収するため,
	住戸部分		101~200戸以下	<u>131,800</u>	共同住宅等の住戸部分の認定申請手数料 =1戸あたりの手数料×認定戸数
			201~300戸以下	166,500	
			300戸を超える	177,600	
 			5戸以下	9,700	
1 1	共		6~10戸以下	16,600	
		€ 725 45 45 A	11~25戸以下	27,700	
1 1		①建築物全	26~50戸以下	46,400	
1	住	体の住戸の	51~100戸以下	83,200	共同住宅等の建築物全体の認定申請手数料
	宅等	数	101~200戸以下	131,800	
1 _ 1	の建築		201~300戸以下	166,500	
3			300戸を超える	177,600	一①建築物全体の住戸の数に応じた単価+
			300㎡以内	9,600	②共用部分の床面積の合計に応じた単価
			300を超え2000㎡以内	27,700	
	物	②共用部分	2000を超え5000㎡以内	83,100	ļ .
	全体	の床面積の	5000を超え10000㎡以内	131,500	
	14	合計	10000を超え25000㎡以内	166,200	
			25000m超える	207,700	
	非	·	300㎡以内	9,700	
1 1	住	非住宅建築	300を超え2000㎡以内	27,700	
4	宅建築	物の床面積	2000を超え5000㎡以内		非住宅建築物の認定申請手数料 =非住宅建築物の床面積の合計に応じた単価
-		の合計	5000を超え10000㎡以内		
			10000を超え25000㎡以内	166,200	
	物_		<u>25000㎡超える</u>	207,700	<u>. </u>
	複合		1戸	<u>4,800</u>	
1 1	建		2~5戸以下	9,700	認定対象住戸の数に応じた単価÷認定戸数
	築		6~10戸以下	16,600	=1戸の認定申請手数料(100円未満切捨て)
5	物	認定申請対	11~25戸以下 26~50戸以下	27,700	1棟あたりの手数料を徴収するため、 複合建築物の住戸部分の認定申請手数料 =1戸あたりの手数料×認定戸数
	の住戸部分	象住戸の数	51~100戸以下	46,400 83,200	
1			101~200戸以下	131,800	
1			201~300戸以下	166,500	
			300戸を超える	177,600	
 			1戸	4,800	
	複合建築物の建築物全体	①建築物全 体の住戸の 数	2~5戸以下	9,700	
			6~10戸以下	16,600	複合建築物の建築物全体の認定申請手数料 一①建築物全体の住戸の数に応じた単価+ ②共用部分の床面積の合計に応じた単価+ ③非住宅部分の床面積の合計に応じた単価
			11~25戸以下	27,700	
			26~50戸以下	46,400	
			51~100戸以下	83,200	
			101~200戸以下	131,800	
			201~300戸以下	166,500	
			300戸を超える	177,600	
		②共用部分 の床面積の 合計	300㎡以内	9,600	
6			300を超え2000㎡以内	27,700	
			2000を超え5000㎡以内	83,100	
			5000を超え10000㎡以内	131,500	
			10000を超え25000㎡以内	166,200	
			25000mi超える	207,700	
		③非住宅部 分の床面積 の合計	300m以内	9,700	
			300を超え2000㎡以内	27,700	
			2000を超え5000㎡以内	83,100	
			5000を超え10000㎡以内	131,600	
			10000を超え25000㎡以内 25000㎡超える	166,200 207,700	

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の計算方法(適合証なし)

312 🗀		725			ナ数科の言身方法(週口証みし)
番号		項 建ての任宅		単価	手数料の計算方法
\vdash		建ての住宅			1 戸毎 35,300円
2	共同住宅等の住戸部	認定対象住戸の数	1戸 2~5戸以下 6~10戸以下 11~25戸以下	35,300 71,300 100,400 141,300	認定対象住戸の数に応じた単価÷認定戸数 =1戸の認定申請手数料(100円未満切捨て)
			26~50戸以下 51~100戸以下 101~200戸以下 201~300戸以下	202,900 291,000 394,200 516,900	 1棟あたりの手数料を徴収するため。 共同住宅等の住戸部分の認定申請手数料 =1戸あたりの手数料×認定戸数
3	3分 共同住宅等の建築物全体	①建築物全 体の住戸の 数	300戸を超える 5戸以下 6~10戸以下 11~25戸以下	607,000 71,300 100,400 141,300	- 共同住宅等の建築物全体の認定申請手数料 - 二①建築物全体の住戸の数に応じた単価+ ②共用部分の床面積の合計に応じた単価
			26~50戸以下 51~100戸以下 101~200戸以下 201~300戸以下	202,900 291,000 394,200 516,900	
		②共用部分 の床面積の 合計	300戸を超える 300㎡以内 300を超え2000㎡以内 2000を超え5000㎡以内 5000を超え10000㎡以内 10000を超え25000㎡以内 25000㎡超える	607,000 112,800 186,300 290,100 372,600 445,300 518,700	
4	非住宅建築物	非住宅建築 物の床面積 の合計	300㎡以内 300を超え2000㎡以内 2000を超え5000㎡以内 5000を超え10000㎡以内 10000を超え25000㎡以内 25000㎡超える	249,300 397,500 565,800	非住宅建築物の認定申請手数料 =非住宅建築物の床面積の合計に応じた単価
5	複合建築物の住戸部分	認定申請対象住戸の数	1戸 2~5戸以下 6~10戸以下 11~25戸以下 26~50戸以下 51~100戸以下 101~200戸以下 201~300戸以下 300戸を超える	35,300 71,300 100,400 141,300 202,900 291,000 394,200 516,900 607,000	認定対象住戸の数に応じた単価÷認定戸数 =1戸の認定申請手数料(100円未満切捨て) 1棟あたりの手数料を徴収するため、 複合建築物の住戸部分の認定申請手数料 =1戸あたりの手数料×認定戸数
6	複合建築物の建築物全体	①建築物全 体の住戸の 数	1戸 2~5戸以下 6~10戸以下 11~25戸以下 26~50戸以下 51~100戸以下 101~200戸以下 201~300戸以下 300戸を超える	35,300 71,300 100,400 141,300 202,900 291,000 394,200 516,900 607,000	複合建築物の建築物全体の認定申請手数料 =①建築物全体の住戸の数に応じた単価十 ②共用部分の床面積の合計に応じた単価十 ③非住宅部分の床面積の合計に応じた単価
		②共用部分 の床面積の 合計	300㎡以内 300を超え2000㎡以内 2000を超え5000㎡以内 5000を超え1000㎡以内 10000を超え25000㎡以内 25000㎡超える	112,800 186,300 290,100 372,600 445,300 518,700	
		③非住宅部 分の床面積 の合計	300㎡以内 300を超え2000㎡以内 2000を超え5000㎡以内 5000を超え10000㎡以内 10000を超え25000㎡以内 25000㎡超える	249,300 397,500 565,800 693,900 817,900 933,600	